



性的少数者のための 「にじいろパートナーシップ法律相談」 はじまります！

渋谷区パートナーシップ証明の取得に必要な公正証書（合意契約および任意後見）の作成に関して、病気や将来の不安といったライフプランも含め、法律の専門家が初歩的な疑問からお答えします。

- 相談日： 原則、第3土曜日（月1回）
午後1時～4時 相談時間45分
- 場 所： 渋谷男女平等・ダイバーシティセンター〈アイリス〉
- 相談員： 司法書士
- 申 込： 事前予約制
各月の1日（休館日のときは翌日）
午前9時から
当月分の予約を受け付けます。

秘密厳守、相談は無料です。



〈申込・問合せ〉

イラスト:山中正大

渋谷男女平等・ダイバーシティセンター〈アイリス〉
TEL 03-3464-3395 FAX 03-3464-3398

《2018年度 にじいろパートナーシップ法律相談》

2018年 8月18日(土) 9月15日(土)
 10月20日(土) 11月17日(土)
 12月15日(土)
2019年 1月19日(土) 2月16日(土)
 3月16日(土)

●時間はいずれも午後1時～4時(事前予約制)

**パートナーシップ証明に関する制度や手続き方法などの問合せは
渋谷男女平等・ダイバーシティセンター〈アイリス〉で
常時受け付けています。**

◆渋谷男女平等・ダイバーシティセンター〈アイリス〉

〒150-0031

渋谷区桜丘町23-21 渋谷区文化総合センター大和田8階

電話 03-3464-3395 FAX 03-3464-3398

<https://www.city.shibuya.tokyo.jp/shisetsu/bunka/oowada/iris.html>



休館日 月曜・第3日曜・祝日の翌日 年末年始(12/29～翌年1/3)

※ 車での来場はご遠慮ください。※ JR渋谷駅より徒歩6分

